

〔註〕

- (1) 高橋康夫・吉田伸之『日本都市史入門』I空間、東京大学出版会、平成二年、「序」。
 (2) 吉田伸之「近世の城下町・江戸から金沢へ」(週刊朝日百科『日本の歴史別冊・歴史の読み方2』昭和六三年)、宮本雅明「複合城下町・金沢」(高橋康夫ほか編『図集 日本都市史』東京大学出版会、平成一三年)。

- (3) 木越隆三「『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造―武家屋敷地の配置を中心に―」(『年報 都市史研究』一四号、平成一八年)、同「城下町の中に城下町を築く」(『北國文華』三五号、北國新聞社、平成二〇年三月)。なお、城下町金沢の空間構造については、ほかに増田達男「『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造―身分別住居地の配置構成から―」(『右 年報 都市史研究』同号) などがある。

- (4) 矢守一彦『都市プランの研究』大明堂、昭和四五年、二九三―二九七、三二七、三四二頁。

- (5) 石川県教育委員会金沢城研究調査室『金沢城代と横山家文書の研究』平成一九年。

- (6) 木越隆三・池田仁子「藩老横山家の3枚の下屋敷図について」石川県金沢城調査研究所『研究紀要 金沢城研究』六号、平成二〇年。

- (7) 本稿では横山家の重臣八家などの「先祖由緒一類附帳」について、横山家所蔵のものは太宰太郎左衛門(安政六年)・小国左源太(同)、金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵のものは横山右馬(明治二年)、上田宗右衛門(同三年)、平手太郎(同、監物)・松山良(同)・高沢左次馬(安政六年・明治三年)・太宰孫九郎(明治三年)・浅尾市次(同)・土方二五七(同四年)を活用し、各家の系譜や〔図2〕・〔図8〕の婚姻関係略図もこれらに依った。

- (8) 柴野美啓『亀の尾の記』石川県立図書館協会、昭和四六年復刻、三頁。

- (9) 木越隆三・池田仁子「横山家の家臣団と家中統制」中、池田「明治元年の分限帳にみる横山家中」(前掲〔5〕四九頁)。

- (10) 同右論考中、木越「横山家臣団の形成過程」(前掲〔5〕三六頁)。

- (11) 藩法研究会『藩法集 四』創文社、昭和三八年、二七八頁及び吉田、前掲〔2〕二九頁。

- (12) 前掲〔5〕五一―五四頁。

- (13) 上田家については石川県立郷土資料館『紀要』一〇号(昭和五四年)に「加賀藩横山家中上田家文書目録」及び亀田康範「加賀藩上層陪臣の存在形態―横山家中上田氏の性格―」が収録されている。なお、平手家の関係略図における横山長知の娘の名「おくに」については右亀田論文四一頁による。

- (14) 藩老横山家当主の代数については、石野友康「史料目録 解題」(前掲〔5〕一三七頁、浅尾氏娘については、拙稿「横山家の出生規式」(同五五頁)。

- (15) 「上田家文書目録」は前掲〔13〕、「横山家文書目録」は前掲〔5〕所収。

- (16) 拙稿「金沢城代横山家出生にみる家臣と医者と女性」石川県金沢城調査研究所『研究紀要 金沢城研究』六号、平成二〇年、一二九頁。

- (17) 石野友康「史料目録 解題」前掲〔5〕一三八頁。

- (18) 前掲〔5〕一八一頁。

- (19) 宮下和幸「幕末の加賀藩陪臣―前田直信の義父南保大六―」加能地域史研究会『地域社会の歴史と人物』平成二〇年。

- (20) 前田育徳会「加賀藩史料」八編、清文堂、昭和五五年復刻、一〇七―一〇八頁。

- (21) 同右、藩末篇上巻、五〇四―五一二頁。

- (22) 拙稿、前掲〔16〕一二四頁。

- (23) 拙稿「金子鶴村の蘭学と海外・科学知識―化政期加賀藩蘭学受容の側面―」『日本歴史』六九八号、平成一八年七月、三四頁。

- (24) 銭換算は金一両につき銭一〇貫文として計算した(前掲〔20〕藩末篇下、一一〇〇頁)。

- (25) 拙稿、前掲〔16〕一三〇頁。

- (26) 拙稿、前掲〔14〕(前掲〔5〕五六頁)。

- (27) 横山好之については、拙稿、前掲〔14〕(同右、五九頁)。

〔付記〕本稿執筆に際し、金沢城調査研究所の木越隆三・北川晴夫・石野友康・布尾幸恵の各氏に大変お世話になった。衷心より感謝申し上げます。

同一日召出され、新知千五百石（内五百石与力知）を拝領し、この時拝領品々御用は御年寄中御手合が、また、御作法御用は御用人御手合がそれぞれ勤める（三郎様判物頂戴新知拝領一件）（六—126）。のち隆平は一三代目の当主として万延元年（一八六〇）正月二日隆章遺領三万五千石（内四千石与力知）を相続する。この間新知拝領の翌年安政六年九月、一五歳になった隆平は元服し、この儀式の御用主附は前年家老になったばかりの松山宣繼である（三郎様被為執御前髪御用相配）（六—128）。また、隆貴の妻で隆平の母遊仙院（横山隆則娘）は夫死去の翌年安政六年に病没し、文久元年（一八六一）同人の三回忌法事奉行は平手甚右衛門である（遊仙院様御三回忌御法事御執行留）（六—131）。さらに、婚儀に関して当主となった隆平は藩老奥村栄通娘恒と慶応二年（一八六六）に結婚し、婚儀の御用主附として横山好近が勤めた（横山隆平・奥村栄通娘恒婚儀一件）（六—175）。

おわりに

以上のように、金沢城の東部に位置する金沢城代横山家の屋敷図における居住空間をみると、上屋敷を中心に生活に不可欠な米蔵を東側に、燃料としての杓蔵及び武家には不可欠な馬場を南側に、そして家老や御用人といった重臣たちの屋敷を西側に配し、馬場の南側には中下級クラスの家臣を集住させ、南端には焰硝蔵と的場を配し、上屋敷の邸内には泉水も造られた。こうした重臣たちの住居が極めて接近した空間に集住させた背景には、主従関係の強化を図るための一つとして主家の重大事に直ちに重臣が「寄合」ことが出来るよう配置されたものと解せる。こうした百万石の大名前田家の藩老として叙爵を得た三万石の横山家の屋敷全体の、いわば物心両面と人の確保の充実した様相が、当時藩老筆頭の本多家に次ぐものとの評価を生み出したのではなからうか。この点

については今後の課題である。ともあれ、都市の空間論から見ればこのような上下屋敷図より物理的・地理的空間を垣間見たが、金沢城代、藩老とその重臣といった社会的環境によって都市空間における彼らの住居位置が決定されたといえよう。

一方、当家の重臣たちは主家や重臣同士、或いは他の藩老の重臣とも時には極めて複雑に姻戚関係を結合い、自家の安泰を図りつつ、主家との主従関係や重臣相互の関係、他の藩老の家臣という陪臣同士の関係をさらに強化した。こうしたことは將軍を頂点に藩主・藩老や家老・藩士・陪臣・領民といった近世社会の支配体制の中の特徴であろうことについて具体的な事例から確認できた。

また、当主の命を受けた重臣の役割について藩老横山家が焼失後の城内の後片付けや金具拾御用といった藩からの要請に応えるべく、その主附として、或いは藩政における主家の軍団の長として隠密御用を拝命し、軍粧・武器の整備に当たり、他方、役方においても「士組頭」として家中の結婚、養子縁組、遊学等の事務や取締りに勤めた。当家の財政の管理・運営も家老の役割であり、食料品、燃料や御勝手用品、生活用品、事務用品、交際費、墓参用の乗馬沓代、馬の干草といった諸品代、小人や奥女中への御扶持として味噌代等の支払及び城下の町人からの買上げ等に見る横山家の消費生活の一面も窺がえた。さらに、家老や御用人は当家の出産・子女の養育、御七夜・袴着・元服・結婚、叙爵等出張の随行、葬式・法事といった主家の冠婚葬祭の奉行や主附として、主家の指示を仰ぎながら、これらを執行するのも重臣の重要な役目であった。こうした都市空間論における武家社会の社会的空間についても素描した。

以上、城代を勤めた横山家の事例から、「大型複合城下町」金沢における生活史の一端を垣間見たが、今後は他の藩老や武家総体における場合、或いは他藩における事例もみていく必要があるだろう。

ほか御馬干草・柴・菊等品々代、野田廟參乘馬沓代などであり、表小頭役（二年分限襲）宮川清藏の切手は兵卒二二人の弁当代である。また、畳屋喜助には御産用上敷莫産表白縁・おまる下莫産表縁・半莫産表縁などの畳指手間代が支払われ、かつ同人より薙・かます・莫産表等を買上げている。御産は同年七月当主横山隆平・恒夫婦の間に女兒茂樹が誕生し、右品々はその準備品の一部である⁽²⁶⁾。なお、金津屋平四郎から上莫産、河口屋平助から勘定方取扱にて崎田殿へ進物用の鶏卵を、また、杉本屋清兵衛から指身・吸物・猪口等料理を、福屋伝六から西京御用の安神丸の薬を、「御厩（厨力）」五兵衛から茅簀を、また、小原村久兵衛より炭杪を、野々市村孫助より大縄をそれぞれ注文し、代金を支払っている。また、八田屋次左衛門へ延べ二人分、飯田屋金平へは一〇人分の「平日用」の手間賃をそれぞれ精算している。

以上のように、明治三年家老平手が出納の一切を管轄した。算用所の支払は殆ど切手の形で成され、直接平手が支払ったものは、主に町人への返済金や主家の子弟への進呈品代、神社への最花金、石動引米の駄賃等であり、御買物役取扱いとしたものは生活必需品や出産準備品、奥女中の扶持米・扶持味噌・茶等である。さらに、表小頭役には兵卒の人数分の弁当代、小者頭には御小人扶持味噌、御馬干草等の物品代を取扱わせている。また、右勘定方より崎田殿へ鶏卵進呈とあることについては、「御家司・御勘定方兼帯」（明治三年分限襲）の堀内勘左衛門、同人父堀内素入、明石平八のいずれかであろう。堀内素入は主家の女兒茂樹出生の「御用振向」を担い、同人息勘左衛門と出張先の京との間で出生一件につき、問合せの書状を交換している⁽²⁷⁾。勘定方の職は明治元年及び二年の分限帳によればランク的には、ほぼ家老の下に位置し、御小將頭・御用人役や御鉄砲足軽頭等の兼帯で、一五〇石から一〇〇石程の人物がその職に当たっていた。

④ 冠婚葬祭の執行

ところで、横山長知の「幼童の覚」（七—七九）によれば、横山家二代目の当主長知は、山崎長門守の場合その家の子供を養育するため、家老が「情力」を尽くしたとみているが、以下、横山家の冠婚葬祭等に関し時系列に素描すると、当主の叙爵に関して当主横山隆章が文政一〇年一二月從五位下、山城守を叙任された際、「御叙爵一卷御用記」（六—一三）を家老横山好察が担当し記す。また、出生と御七夜祝に関して右叙爵の前月の一月横山家一代隆章と側室某（前田土佐守家臣浅尾氏娘）の間に二代隆貴が誕生した際の御七夜祝について、一門等への案内書などは「年寄中御手合」、すなわち家老が担当し、同様にこの御祝御用の係りは「御用主附」として高沢五右衛門が拝命する（三郎様御出生二付御七夜御祝并御一門方等江御案内御紙面等留）（六—一四）、三郎様御出生二付御七夜御祝御用留」（六—一五）。この中では家老横山好察が幼名選定の儀式を行なう。また、主家の遠忌では天保一五年（一八四四）横山長知二〇〇回忌の法事奉行として横山好之が留書を残す（円通院二百回御遠忌御取越御法事上堂御執行留）（六—一四）。さらに、御七夜と御着袴祝に関して弘化三年（一八四六）当家一三代隆平が誕生し、御七夜祝の規式の一つ、幼名選定は家老の横山好之が担当し、御用主附は太宰友輔が勤める。やがて五歳になった隆平の御着袴祝は嘉永三年執行され、この時の御用主附は家老の横山好之で、具体的な係りは「御用人中御手合」で行なう（六—一四、一五）。

次に、葬儀に関して二代隆貴は安政五年四月病没し、この時の葬式・中陰では「惣御用主附」には上田信道が、「御用掛」には太宰友信がそれぞれ拝命する。同年六月二日の三十五日法事には法事奉行として家老の渡部勝左衛門が、同月五日茶湯執行の御用主附は太宰友信が勤める（徳雄院葬式・法事一件）（六—一四）。また、新知拝領御用・元服に関して父隆貴死去の半年後、隆平は安政五年一〇月一日藩主に初めて御目見を許され、

粧関係書物の子孫への心得書を書残している。また、安政二年横山八百人・上田宗右衛門は軍制編成等伺を上申、その返達を受取り、元治元年（一八六四）には右二人のほか、平手甚左衛門を加え、軍粧の合印の義につき三人の連署で伺を提出している。以上のように、上は幕府からの要請も含め、藩政における陪臣の役割の一端が垣間見れる。

② 家中の統制

さて、家政における家老の役割のうち、もっとも重要な役割は家中の統制であろう。「御定法」中から家老の役割についてみると、横山家の家中では足輕以下、下々の者は伊勢参宮や湯治のための休暇は、当主の許可には及ばず、家老の許可があれば良いとする。また、家中の養子の義は家老（年寄）まで内談し、家老による「寄合所迄申断」り、当主の命を待つべきとする。さらに、出家・町人の初御礼については家老まで内談し、当主の内意を伺うものとし、さらに、家中の結婚や養子縁組、遊学などに関しても家老の重要な役目であった。

遊学に関連して、横山家の家中医岡部亮平が大坂の蘭学者緒方洪庵へ入門していたところ、文久元年（一八六一）三月病用につき長崎へ派遣した旨洪庵から申出があったことにつき、同月二八日、一三代目として家督相続したばかりの横山隆平は加賀藩大坂屋敷詰人板坂八三郎・安達増之助に宛て、承知の旨達状を出している。ここでは、藩の大坂屋敷詰人が遊学に関する事務を管掌していることがわかる。一方、当家の家臣岡部側から洪庵の添状とともに願書が家老宛てに出されたものとみられ、さらに陪臣である横山家の家老から当主横山隆平へ報告があったことも推測され、これを請けて横山隆平から同役奥村河内守栄通へ報告が成されている（公義向留帳（五）—42）。このように陪臣たちは遊学も含め、結婚、養子縁組等本人及び家族に異動がある場合の願書や、必要に応じて「一類附帳」を主家の家老宛に提出している事例として、藩家老職今枝家

の儒臣金子鶴村（吉治）の場合がある（文政六年金子吉治「二類附帳」〔鶴村日記〕等、白山市立鶴来博物館蔵²³）。なお、横山家文書のうち家臣から家老宛の「二類附帳」は嘉永五年（一八五二）から慶応四年（一八六八）まで二三点ほどが確認できる。

③ 財政の管轄と消費生活

次に、財政面では、家老の平手甚左衛門（信敏カ）が記した明治三年（一八七〇）正月から同閏一〇月までの「金銭請払帳」（六—91）を例にみよう。この中で請金の合計額は金五両一步も含め錢換算六二九六貫一六五文、払の合計額は同五三四七貫三九文、差引額は錢換算九四九貫一六文である²⁴。この額に関して試みに右一ヶ月の払を単純計算すると、月平均四八六貫九四文になることから、この年一月・二月の二ヶ月を残した分の金額としては順当な額といえよう。次に請払の内容をみると、請金は前年からの繰越金、石動引米駄賃の仕切、上野屋よりの上納金である。他方、払金は算用所等切手、御買手役等家臣の切手、町人の切手、中勘金等で、主なもののうち算用所切手の中味は石動より御引米駄賃、越中屋への利息、阿波屋への返金、田井天満宮社参最花金、当家の幾久馬・鞆負への御遣錢や収納代渡り錢等である。次に金銭小払役兼御買手役（明治三年分限帳（六）—182）の井上四郎右衛門等の切手の中味は御上草履・御髪附、手簾・筆・酒・米・塩・元結・楊枝・土塀簀・茶・薬・砂糖・縄・下駄緒・炭抄・安神丸、鹽・薬用猪口、松山寺への御茶、鞆負へ進呈用の釈迦如来木像等、幾久馬への引き白、当家籠姫への酒、同人御供用草鞋、奥女中岩井へ渡す分の女中らの御扶持味噌等品々の買上代である。同様に御買手役（同二年分限帳（六）—181）北村十右衛門等切手の中味は蕎麦・杏・灰吹竹・磨粉・上菰認物等の物品代である。同元年より三年まで同役深谷庄九郎の切手は西京へ出立途中の茶・酒代で、小者頭（三年分限帳）の林一木・中田久左衛門等の切手は御小人扶持味噌代の

同鈴木辰四郎がいる。さらに、源右衛門の娘の夫は藩老本多政均家臣小国左兵衛で、同人は九代安照の姉の養子である。

このように藩老横山家の重臣においては平手家などのように極めて複雑に婚姻・養子関係を推進めるなど、主家や重臣相互間で、或いは本多・長・前田直之系・前田長種系・村井といった藩老の家臣とも互いに姻戚関係を結び、藩の重臣（藩老）の主家及び重臣同士、或いは他家における陪臣同士の結束を強めつつ、自家の安泰を図ったものと解せる。

(四) 重臣の役割と主家横山家の生活

家老ら横山家の重臣の役割を藩政との関わりの中でみる前に、藩や藩主前田家に対する藩老八家の役割は軍備の長として人持組頭、金沢城代、小松城代、対幕府交渉担当として公儀御用、財政担当としての勝手方主附等を勤めることで、例えば藩老前田土佐守家の場合、その職務は対幕府関係、藩主名代として寺社参詣、家中の遺書、新知での藩士召抱え、家中の縁辺、郡代のこと、作事のこと等であるという⁽¹⁷⁾。さて、藩主前田齊泰は嫡男慶寧の養育を藩老の横山隆章に命じている（文政一三年、前田齊泰書状）⁽¹⁸⁾。こうした藩主と藩老の関係は、藩老とその家老などの重臣に当てはめることができる。なお、右土佐守家の家老の役割の事例として、当主の他国出張の随行や金銭出納の統轄などが報告されている⁽¹⁹⁾。以下、藩老横山家の場合、当主の命に従って活動したとみられる家老ら重臣たちの役割と主家の生活について素描していきたい。

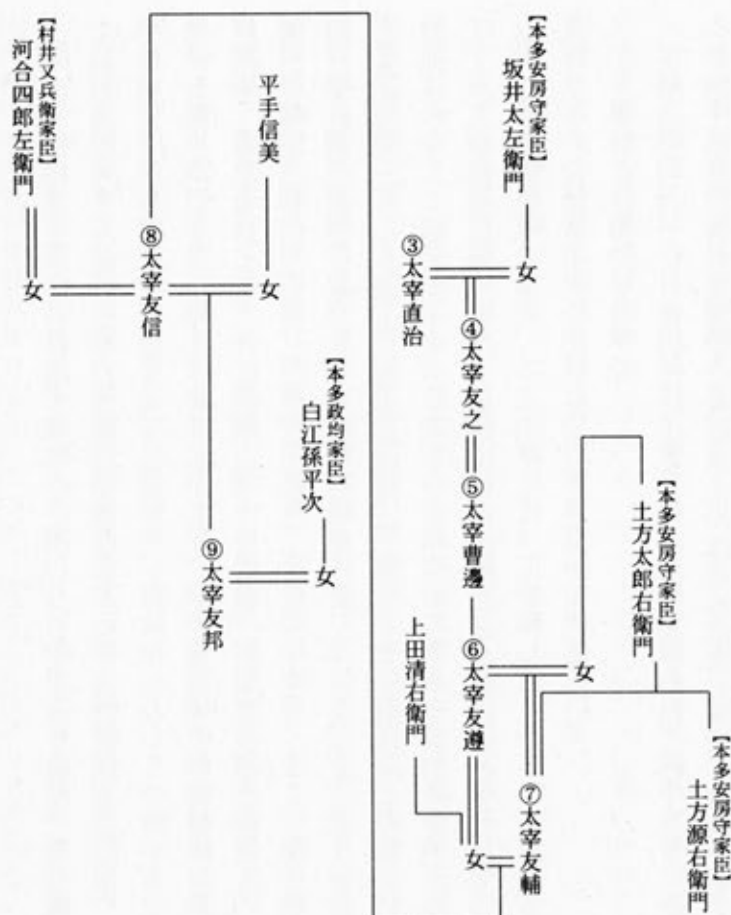
① 藩政との関わりの中で

宝暦九年四月一〇日金沢城は未曾有の大火に見舞われ、同年六月二日「御城中焼灰除金具拾候儀」、先日来人持頭初め家来、家老、給人、中小將迄雇い出勤、その際の装束は帷子・常羽織に上帯をし、給人以上は裁

附け、中小將は股引・脚絆・草鞋・菅笠で、丁場担当者はその範圍を縄張りし、同日より番所では火事羽織を止め、常羽織・裁附け・細袴着用で勤番した。同九日には「御城中焼跡金物拾ひ」は定番御馬廻組一統も勤めた。このように藩老ら藩の上級武士に対し、その家中に命じ、金沢城内の焼灰の除去と金具拾い作業に当たさせた⁽²⁰⁾。藩老横山家では「給人組頭并家老役」であった上田宗右衛門（信安）が宝暦九年四月「御城御類焼之砌金具拾」御用を拝命し、五月にその「御人数御出シに付、相司罷出」るよう拝命していることが「一類附帳」にみえる。

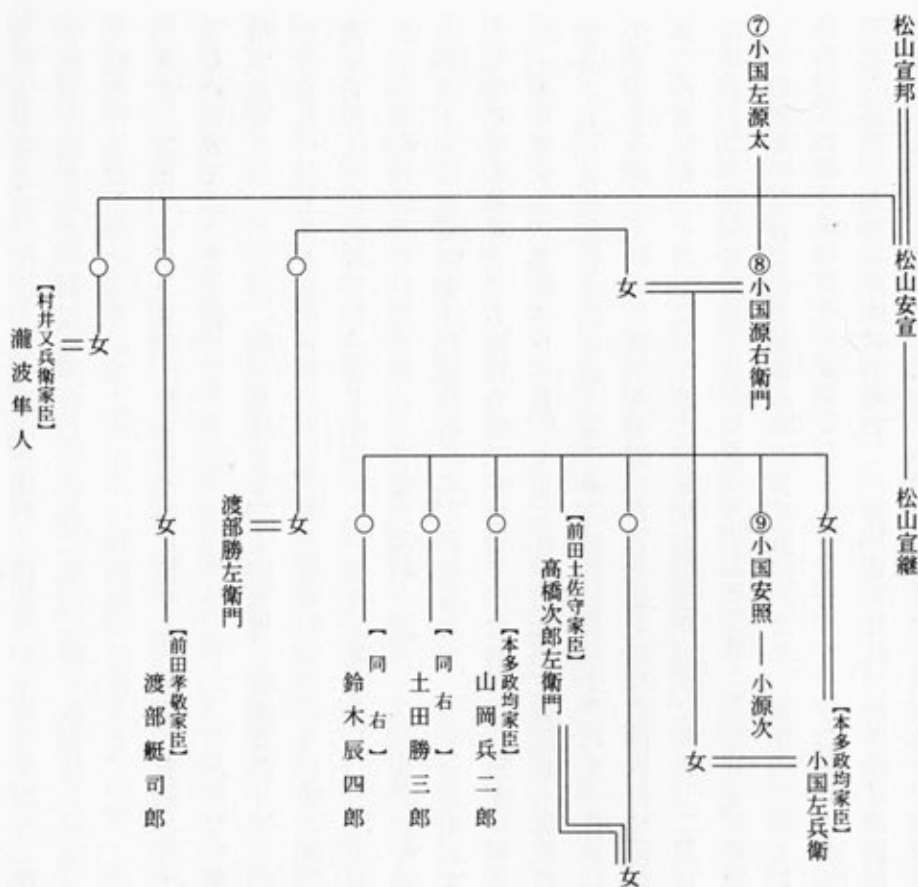
次に、武器・軍粧・軍制・隠密御用等に関しても家老の役割として、重要な任務であった（五）^{35、92、95、99、101、112、113、116、（六）146}。例えば文政四年（一八二二）隠密御用として上田信博・渡部正則・上田信道が拝命し、翌五年から同六年にかけ、御当家軍粧関係に上田安右衛門・渡部右仲正則が勤めている様子が窺える。また、嘉永六年（一八五三）六月三日相州浦賀にベリー率いる米艦が来航、同月一二日金沢にその報が到達、一五日藩は御小將頭組等の江戸派遣を決定、一七日事情によっては藩老横山隆章とその家臣も江戸へ出張すべき旨の御内意が申渡された。横山家文書の嘉永六年六月一七日「江戸御出張之御内意二御武器調理方」という帳簿の上田信道と平手甚左衛門（信敏力）による作成は右の事情を反映している。続いて藩は一八日家臣に武具の準備に油断なきよう申渡すが、一九日には米艦の浦賀退去の報が金沢に到達、二五日藩は応急出兵の準備を解き、出府に及ばない旨を申渡している⁽²¹⁾。各家の「一類附帳」によれば、横山家中八家の重臣のうち、渡部家は同史料が残存せず、松山家にはその記載がなく、それ以外の横山（好近）・上田・平手・高沢・太宰・小国の各家の「一類附帳」に江戸行き中止の記載が確認できる。この間、欧米列強の来航等を背景に、文政六年には渡部正則が、また、安政二年（一八五五）には渡部勝左衛門正之がそれぞれ軍

【図7】 太宰家姻戚関係略図



ら幕末維新期まで一三〇石、奥小將組、御近習を勤める。同家の後継者は実子で繋がった家として珍しい。当主は①源兵衛 ②玄斎 ③権之丞 ④弥助 ⑤源右衛門 ⑥六右衛門 ⑦左源太 ⑧源右衛門 ⑨左源太安照と続き、その子に小源次（弘化二年召出、奥小將組）がおり、明治元年の分限帳には主馬（二五歳、文久元年召出、同二年相続、御納戸役、公義御用書写方棟取兼帯）がいる。同人妻は主家の女児茂樹誕生の際乳付人を勤める⁽¹⁰⁾。次に同家の姻戚関係について、【図8】に示したように、八代源右衛門の実弟に松山安宣が、源右衛門の姪の子に、藩老前田

【図8】 小国家姻戚関係略図



孝敬家臣渡部艇司郎が、また、別の姪の夫に藩老村井又兵衛家臣瀧波隼人がいる。また、源右衛門の妻の姪に渡部勝左衛門の妻が、源右衛門の孫娘に藩老前田土佐守（直之系）家臣高橋次郎左衛門の養女がおり、同じく源右衛門の孫たちに藩老本多政均家臣山岡兵二郎、同土田勝三郎、

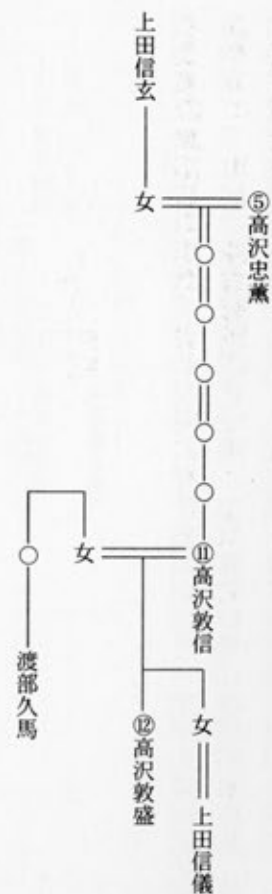
に主家一二代（家譜等による）横山隆貴の実母がいる⑪。

【渡部家】同家については「一類附帳」の残存が確認できず、詳細は不明である。が、渡部は横山家文書や上田家文書中、横山家の家中より出された文書の宛所として、また、留書の作成者として、家老の横山武右衛門や上田宗右衛門等と同列に名を連ねているほか、明治元年の分限帳中、渡部久馬という人物の知行高が家老相応の二五〇石であること、同様に先の三図で明らかのように屋敷地の坪数も二一七坪とそれなりの広さで他の重臣の家に隣接していることなどから家老とみてよからう。以下、右の文書、下屋敷図なども含め、同家の人物について「上田家文書目録」「横山家文書目録」⑩等より年代順に整理すると次のようになる。

「元禄一四年」善大夫、「宝永三年」善大夫、「享保一八年」藤大夫、「宝曆九年」武兵衛、「明和五年」安永六年「武兵衛」、「天明元年」文政二年「善大夫」、「文化一三年」善大夫、「文政四・五・六・八年・天保一〇年」右仲正則、「嘉永五年」安政七年「勝左衛門正之」、「明治元年」久馬（奥小将組、給仕役、二五〇石、安政四年召出、文久元年相続）。このうち元禄・宝永の善大夫、及び宝暦・明和・安永期の武兵衛、さらに天明・文化・文政期の善大夫は、それぞれ同一人の可能性もある。

【高沢家】同家の初代忠真（三〇〇石）は慶長一九年越前府中にて横山家に仕え、大坂夏の陣で討死、以後二・三代は三〇〇石、四代・五代で四〇〇石、六・八代は三〇〇石、九代以降二〇〇石を給される。役職はほぼ歴代が「数役相勤」など見え、詳細は不明だが、右禄高や主家一二代隆貴誕生に際し御七夜祝の御用主附を高沢五左衛門敦臨が勤めていることなどから重臣とみることができる。以下、高沢家の当主を初代から整理すると、①猪右衛門忠真―②五左衛門忠成―③平右衛門忠祥―④五左衛門忠実―⑤半大夫忠薫―⑥紋左衛門忠清―⑦五左衛門敦篤―⑧平右衛門敦員―⑨猪右衛門敦寿―⑩五左衛門敦臨―⑪左次馬敦信―⑫左次

【図6】 高沢家姻戚関係略図



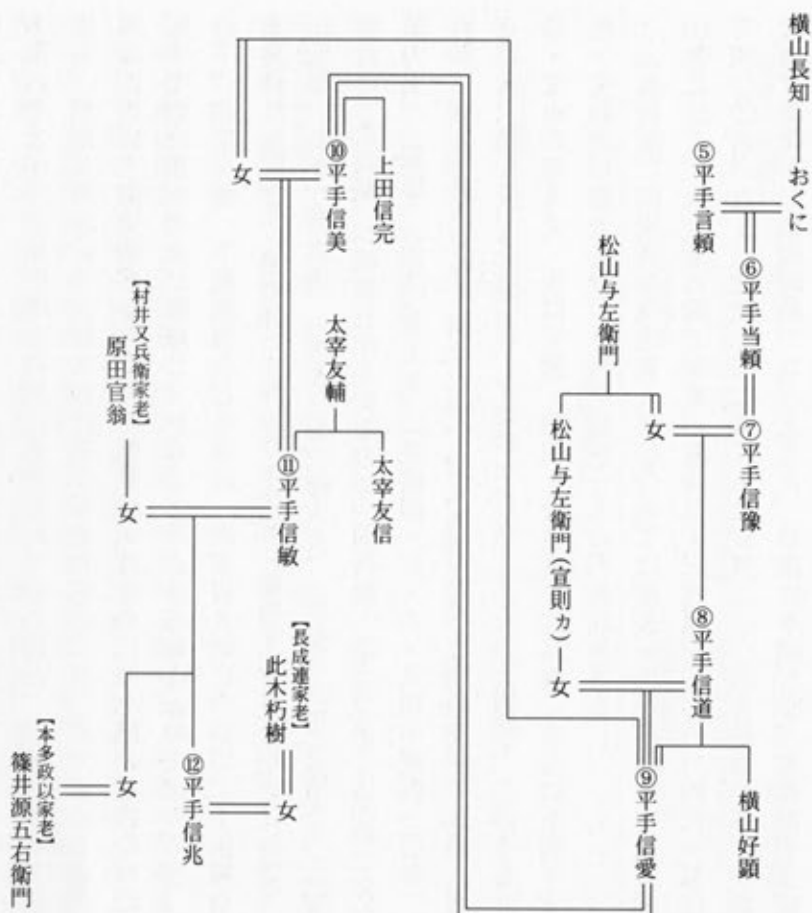
馬敦盛となる。同家の姻戚関係をみると「図6」の如くである。高沢家においては五代忠薫の妻は上田信玄娘で、一代敦信の妻の甥に渡部久馬がおり、二代敦盛の姉は上田宗右衛門（信儀）の養母である。

【太宰家】同家の初代雷助は畠山修理大夫から五〇〇石を賜い、二代は篠原出羽に（二五〇石）、三代目（三三〇石）以降横山家に出仕、四代目より維新期まで一八〇石で、小将頭や御用人を勤める。当主は①雷助―②理兵衛長次―③孫助直治―④太郎左衛門友之―⑤孫助曹邊―⑥太郎左衛門友遵（孫九郎）―⑦孫助友輔（省也）―⑧太郎左衛門友信―⑨孫九郎友邦と続く。太宰家の姻戚関係は「図7」でわかるように、三代直治の妻は藩老本多安房守家臣坂井太左衛門の娘、六代友遵の妻は藩老本多安房守家臣土方太郎右衛門の妹（二説に娘）、七代友輔は同本多家臣土方源右衛門の実弟、友輔の妻は友遵の養娘であり、上田清右衛門の実娘である。八代友信の先妻は平手信美娘、後妻は藩老村井又兵衛家臣河合四郎左衛門養娘で、九代友邦の妻は藩老本多政均家臣白江孫平次娘である。

【小国家】同家の初代小国源兵衛は越後小国の出で、越前稻津の保の地頭職を勤め、二代目が横山長知に一〇〇石で仕え、以降同家は横山家の家臣となったという。三代（三〇〇石→二〇〇石）は家老職を勤め、四代から六代までは二〇〇石で、御近習・御用人役などを勤め、七代か

⑧五郎左衛門信道 ⑨權兵衛信愛 ⑩忠左衛門信美 ⑪監物信敏 ⑫忠左衛門信兆と推移する。次に、姻戚関係は〔図4〕の如くである。

〔図4〕 平手家姻戚関係略図

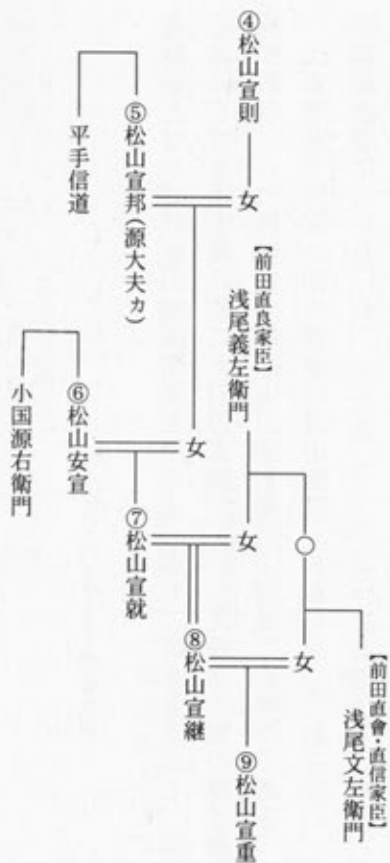


平手家では五代言頼（一説に言辰）の妻は主家横山長知の娘おくに、七代信豫の妻は松山与左衛門の養娘、八代信道の妻は松山与左衛門（宣則カ）の娘、九代信愛は横山好頭と義兄弟、一〇代信美は上田信完の弟、信美

妻は信愛の養娘、一二代信敏は太宰友信の弟である。信敏の妻は藩老村井又兵衛の家老原田官翁の娘、一二代信兆の妻は藩老長成連家老此木朽樹の養女で、信敏娘は藩老本多政以の家老篠井源五右衛門の妻である。

〔松山家〕家老の松山家の初代は助右衛門と称し、越前にて朝倉式部大輔に、のち越中にて前田又次郎に仕え、同人没後横山長知に出仕、二代与左衛門（三五〇石）より家老役を勤める。三代は二五〇石、四代目より維新时期まで二三〇石の家である。当主は①助右衛門 ②与左衛門（加縮） ③与左衛門（恵空） ④与左衛門宣則 ⑤与左衛門宣邦（曾閑、源大夫カ） ⑥善兵衛安宣（遊山） ⑦与左衛門宣就 ⑧良左衛門宣繼 ⑨多喜男宣重（良）と続く。同家の姻戚関係を〔図5〕にてみよう。

〔図5〕 松山家姻戚関係略図



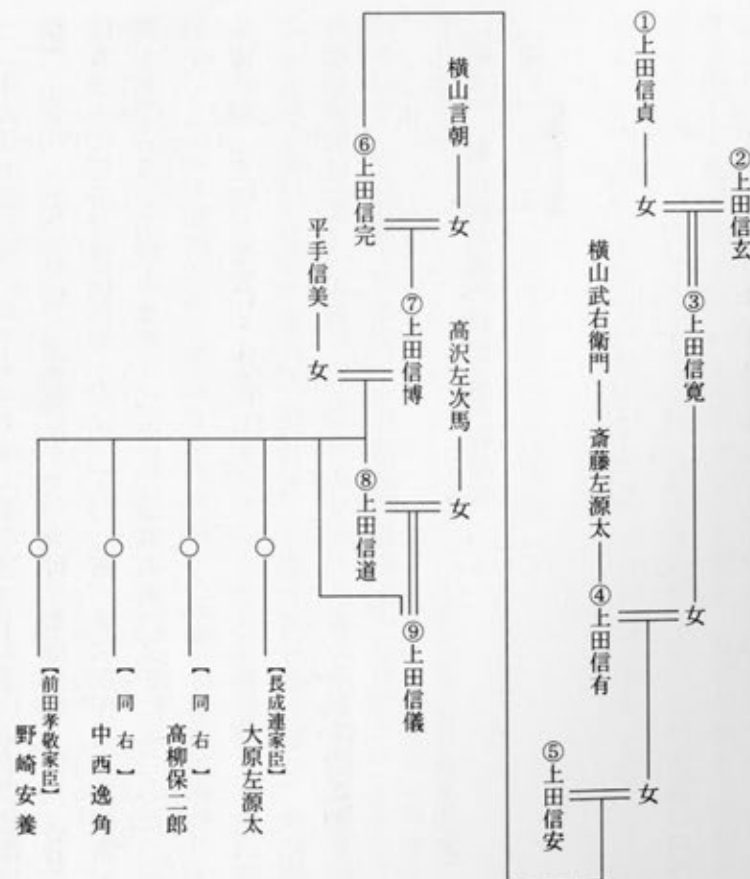
松山家においては五代宣邦の兄弟に平手信道があり、宣邦の娘は六代安宣の妻、安宣は小国源右衛門と兄弟、七代宣就の妻は藩老前田直良（直之系）家臣朝尾義左衛門の娘、八代宣繼の妻は浅尾義左衛門の孫で、かつ藩老前田直會・直信家臣浅尾文左衛門の姉である。なお、朝尾氏の娘

三代成謹以降、維新时期まで知行高五〇〇石の横山武右衛門家においては、「図2」のように、初代好直の母は主家横山長隆の娘松寿院、その妻は主家横山長知の姪如心で、好直・如心の間に生まれた二代目玄好の妻は長知の娘円成院、一〇代好近の妻は藩老前田孝本（長種系）家臣岡本善入の娘である。

【上田家】同家も同様に家老を勤めた家で、初代織部は織田信長の近習であつたが、藩主前田利長に仕え、のち横山長知の家臣となり、慶長一三年没するが、二代目は六〇〇石、三代目は四〇〇石取りで、以降幕末維新时期まで続く。同家の当主は①織部（降理丸、清藏、信貞）②八郎右衛門（内記、自安、信玄）③八郎右衛門（長太郎、信寛）④伊左衛門（久四郎、信有）⑤宗右衛門（信安）⑥清左衛門（信完）⑦安右衛門（野夕、信博）⑧八郎左衛門（信道）⑨宗右衛門（信儀、歩）である。特に五代上田宗右衛門（信安）は、宝暦の金沢城下の未曾有の大火後、「金具拾御用」を拝命していることが、上田家の「二類附帳」に記されている。これは、藩が上級家臣に命じ、焼灰の後片付けと清掃及び金具（金物）の拾出しを各家中に要請したことによるものである（後述）。城内の再建のリサイクルに役立てたのであろうか。ともあれ、この金具拾いの件は、藩政の要請に対する上級家臣横山家の勤めの一つで、これを家老の上田が担ったことになる。

次に、同家の姻戚関係を「図3」に示したように、上田家においては四代信有の祖父は横山武右衛門、六代信完妻は横山言朝の娘、七代信博の妻は平手信美の娘、八代信道妻は高沢左次馬の娘（一説に姉）で、信道の弟に九代信儀が、さらに、信博の孫たちに藩老長成連家臣大原左源太、同高柳保二郎、同中西逸角、藩老前田孝敬（長種系）家臣野崎安養がいる。

【図3】 上田家姻戚関係略図



【平手家】家老職を勤めた平手家の初代政秀は織田信秀・信長に、二・三代も信長に仕え、四代目以降維新时期まで三〇〇石の横山家の家臣。当主は①中務大輔政秀②監物汎秀（甚左衛門）③彦右衛門秀言④忠左衛門言親⑤忠左衛門言頼（言辰とも）⑥武大夫当頼⑦忠左衛門信豫

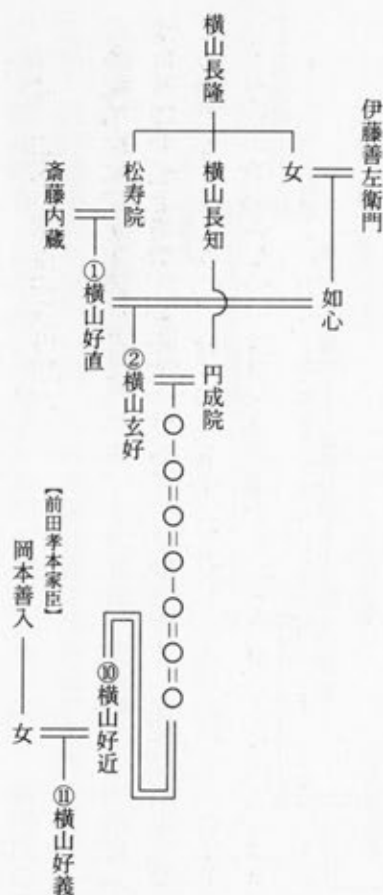
必須の米蔵を東側にそれぞれ配している。また、この八家は三図とも居住位置に異同はなく、坪数も若干の変化はあるものの大差はない。三図における総家臣の屋敷地の坪数は、林陸郎の二五坪(A図)を最小に、一〇〇坪以下の家もかなり多いが、右重臣八家の屋敷地はB・C図における高沢家の七九四坪(A図のみ七七四坪)は三図の家臣屋敷地の中で最大で、重臣のうち横山武右衛門家は五五〇程、上田家は四五〇〜四九〇余、平手家は四〇〇余、小国家は約四〇〇、渡部家・松山家は二〇〇余、太宰家は一五〇〜一七〇余の坪数である。なお、ほかに三図とも二〇〇坪以上で、同地番に同苗を有する家は乾・斎藤(1区)、石川・松山(弥一右衛門)(4区)、小島(5区)、新飯田(7区)、大橋(11区)、堀内・堀(13区)、林(太郎右衛門)(14区)、小川(19区)、中川(20区)、服部・村田(23区)等である。右斎藤家の祖は、大坂の陣の戦功者内蔵(助)で^⑩、重臣横山家の祖でもある。また、中下級の家臣が住む11〜21区と比較すると、上屋敷の廻り、特に西側には番所が多く、上屋敷を堅固に保護するため防衛上配慮されていることが読取れる。因みに、文化一〇年の藩の規制では家臣の下屋敷においては、元来外との往来は惣木戸口を使い、これ以外の出入りは禁じられているが^⑪、「良閑院様御代御家内御定法之写・諸事御定追々被 仰出候帳」(⑤)―24、以下「御定法」と略称では、寛文一一年(一六七二)横山家では上屋敷の表門より家中の者は通常出入り出来ないが、急用の場合は格別であるとする。また、屋敷図で明らかのように、重臣の接近した集住について、家老を中心とした重臣たちは日常的には上屋敷に出勤するのが建て前で、そこで「寄合」が成され(御定法)、家政などにおける諸事が取決められ、執務が成されたものとみられるが、素早く「寄合」えるといった緊急事態に備え、直ちに連絡の取れる位置に在る必要があり、4〜7区周辺に集住させたものと解せる。なお、A・C図では道幅は広い所で三間、狭い所は六尺で、二図では殆ど変化なく記載されている。

(三) 重臣の系譜と姻戚関係

以下、家老役や御用人役を勤めた重臣、横山武右衛門・上田^⑬・平手・松山・渡部・高沢・太宰・小国の八家について、各家の系譜を「一類附帳」等より検索し、主家や重臣相互の関係及び他の藩老家中との関係に限って、姻戚関係の略図を作成しながら家ごとにみていく。

【横山武右衛門家】筆頭家老の横山家の祖は主家横山家臣斎藤彦左衛門(願正、元和三年没、越前居住)で、その子斎藤内蔵(源公、好章カ)は寛永一二年没、横山長知へ召出、二〇〇石、その嗣子①右馬好直(如雲、七〇〇石)が横山を称し、以下、②武右衛門玄好(七〇〇石、好直嫡子)―③武右衛門成謹―④武右衛門章記(八兵衛)―⑤帶刀言朝―⑥八兵衛好頭(左膳、如雲)―⑦武右衛門好尚―⑧八兵衛好察―⑨八兵衛好之(七郎左衛門)―⑩如雲好近(八百人)―⑪右馬好義と続く。次に同家の姻戚関係は「図2」の通りである(本文中の各家の系譜及姻戚関係略図において、〓は養子関係を、＝は婚姻関係を各々示す)。

【図2】 横山武右衛門家姻戚関係略図



敷・下屋敷の下図」(二枚)《横山家文書(八)―21・22号》をA図とし、この図の最初の作成は大火後の宝暦九年(一七五九)頃のものであることがわかった。同図では上屋敷は八二八八歩の坪数、二四〇人の家臣名や稽古屋敷、大膳(八代横山隆達の子、隆美)や引馬(隆美弟、隆誨)という当主の子弟の屋敷が記されている。B図とした「横山家下屋敷図」(八)は明和五(安永六年(一七六八)―一七七七)に特定され、上屋敷は七一五一步、家臣名二〇五人、米蔵・杓蔵屋敷・「塩消(煙硝)蔵」・「的場」等を記す。また、C図とした「金沢城下横山家上屋敷・下屋敷絵図」(八)は文化一三年(一八一六)に特定され、上屋敷坪数七六〇五歩、家臣名一八六人のほか米蔵屋敷・稽古所、横山輔八郎(隆美嫡男)・横山引馬の各御屋敷、杓蔵屋敷・足輕稽古所・塩硝(煙硝)蔵屋敷・塩硝干場・的場等を記す。また、三図とも淡色の色彩図で、「辻」番所・道路・水路・馬場等が描かれる。

しかしながら、問題はA図とB図は張紙が重層的に付され、特にA図は一紙面上四種ほどの筆跡が認められ、人名や坪数、区画線等最初描かれたものの上から数度の訂正が加えられた形跡のある部分も多い点である。A図の最初の作成は前述の如く宝暦九年頃と推定したが、同図の3区には明治元年(一八六八)の「分限帳」(六―180)に見える人物と一致するものが一八人中、八人確認できる。因みに、3区はB図では「米蔵」、C図では「米蔵屋敷」と記す。さらに、例えばA図中張紙上に描かれた岡部慎齋の家相続年は文久二年(一八六二)である。したがって、米蔵は少なくともこれをみる限り文化一〇年以降、文久二年の間に、家臣たちの屋敷に姿を変えたことになる。他面、A・B・Cの三図において、その景観年代は多くはA図→B図→C図というように推移するが、3区などのようにB図→C図→A図の順になっている部分がA図においては存在するなどの問題点も残された。

(二) 主家と重臣の居住空間

主家横山家の上屋敷やその生活上において、重要な役割を担っていた重臣八家の生活空間、居住地について、B図を例に、「図1」をみよう。この図でわかるように、金沢城の東側に位置し、泉水を施す上屋敷邸内を中心に、その西側の4・7区等に重臣を集住させ、その南側には武家にとって不可欠な馬場及び燃料として重要な杓蔵屋敷を、さらに生活上

〔図1〕横山家上屋敷と重臣の居住空間



*『研究紀要 金沢城研究 六号 一―四頁の住居区分図B図 横山家文書(八)―23号』の一部分の上に加工表示した。図中の番号等は以下の通りである。

- 3区 5・15番地 米蔵
- 4区 2番地 松山源大夫
- 5区 1番地 平手五郎左衛門
- 5区 2番地 渡部武兵衛
- 5区 7番地 太宰孫助
- 6区 1番地 横山帯刀
- 6区 2番地 高沢猪右衛門
- 6区 5番地 上田宗右衛門
- 7区 1番地 小国左源太
- 9区 1・9番地 杓蔵屋敷
- a 泉水
- b 馬場
- 印 番所

金沢城代横山家と重臣

—加賀藩藩老と陪臣にみる城下町の生活—

池田 仁子

はじめに

近世都市史研究において、都市の空間とは武家地、町屋、寺社地、道路などによって構成された物理的空間及び人間が生活する場としての人文的・社会的空間をいい、また、近世城下町の空間構造に関する類型研究においては、加賀百万石の城下町金沢について、大名並の重臣たちによる小城下を内包する「複合城下町」と位置付けられている^①。近年、木越隆三氏は金沢を「大型複合城下町の代表」と位置付け、城下町の発展類型として小型城下町↓複合城下町(金沢)↓巨大城下町(江戸)という吉田伸之氏の提言を紹介しつつ、批判的検討も試みている^②。一方、町全体に対する侍屋敷総体の面積は、名古屋とほぼ同様七割ほどで、ほか町屋等が三割ほどであり、侍屋敷一軒の平均規模は家臣数が多いためか、他の城下町全体からすると、金沢は狭いグループに入り、また、一〇間から二〇間という広幅員の主要街路は金沢・名古屋・江戸のような町方人口のみで五万以上の大都市にのみ見られることがすでに指摘されている^③。このような中で、金沢城代を勤めた加賀藩藩老の横山家所蔵文書の研究が進み^④、さらに横山家文書のうち、同家の上下屋敷図の紹介と分析が行なわれた^⑤。

本稿では右の成果に基づき、初めに横山家の上下屋敷図の概要を整理し、同家の家老役五家及び御用人役等重臣の内三家の計八家を取上げ、

主家や重臣(陪臣)たちの居住空間について紹介する。次に、これら各家の「先祖由緒一類附帳」(以下「一類附帳」と略称)^⑥などから重臣の系譜を検索し、それぞれ主家や重臣相互間及び他の藩老の重臣(陪臣)との姻戚関係についてみていく。最後に、これら重臣の家が陪臣として加賀藩との関わりの中で、或いは主家の家政の中での具体的な役割に関して検索し、その中における横山家の生活について垣間見る。これらの事例から武家を中心とした城下町金沢の生活について考察したい。

(一) 三点の横山家上下屋敷図の概要

横山家の上屋敷は慶長・元和(一五九六―一六二四)の頃金沢城内の三ノ丸や新丸にあったが、寛永期(一六二四―一六四四)以後小立野台地の藩老本多邸の向い側に移った。一方、同家の下屋敷は慶長頃浅野川縁の東外惣構に近い区域を拝領し、元禄九年(一六九六)右下屋敷に上屋敷を移し、下屋敷が南東部に拡張された。この頃の上屋敷の周辺は「長屋長く建つ、皆腰瓦」で「表門・裏門ならび門前広く、又外門ありて爰に辻番所」があり、さらに門前には皆松で囲った馬場があり、玄関等は宝暦の大火後は「不建」だが、上屋敷の様相は「当地第一の館構」で、同家の下屋敷も本多家に次ぐ広さを有するとの評価もある^⑦。

さて、横山家に残る三点の上下屋敷図はここにおけるもので、いずれも成立年代は不記のところ、記載の横山家家臣(陪臣)の氏名について、横山家文書や加越能文庫の「一類附帳」等からそれぞれ割り出し、三点の図において、上屋敷中心に主に上級家臣が集住する北西地区を試みに1・10区に、また、南東地区の中下級家臣の住居地区を11・24区に分け、各屋敷地に番号を付与し、相互の比較検討を行い、それぞれの景観年代を特定した。こうした成果を基に概要を述べると、一点目「横山家上屋